

発議第3号

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書の提出について

被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年6月1日提出

総務産業委員会

委員長 石原和人

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書（案）

岡山県「平成30年7月豪雨」災害検証委員会の報告書（平成31年3月）によると平成30年7月の西日本豪雨による被害は、岡山県内で死者68人、住家被害16,374棟と甚大なものであった。

最近では、東日本大震災、令和元年8月下旬に北九州を襲った線状降水帯による水害、同じく10月の台風19号なども各地に甚大な被害を及ぼしている。

被災者の願いは、一日も早く安心できる住まいや生活空間を得て、日常の暮らしを取り戻すことである。被災地域の復興と住宅の再建は、全ての被災者の生活再建のかなめであり、地域全体の経済を左右する重要な課題である。住宅再建への支援は、地域への定住を促し、人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティーを保つために不可欠な公共性のある施策である。

現在、被災者生活再建支援法（以下「支援法」）により全壊家屋の再建には最大300万円が支給されるが、建築資材や人件費等の高騰が自宅の再建や住宅の確保をさらに困難にしており、500万円への増額は急務である。自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、一部損壊の認定を受けた圧倒多数の被災者からも支援法の適用を求める切実な声が上がっており、全ての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取り戻すためにも、国による支援が不可欠である。

地球温暖化による異常気象が発生し、地震の活動期に入っている日本では、大規模な自然災害が全国どこにでも起こる可能性がある。

よって、支援法に基づく被災者支援制度を速やかに見直し、以下の事項を実現するよう求める。

記

- 1 被災者生活支援法に基づく支援金の最高額を少なくとも500万円に引き上げること
- 2 支援金の支給は、半壊や一部損壊を含めるなど対象を拡大すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月1日

岡山県備前市議会

（意見書提出先） 内閣総理大臣 財務大臣 内閣府特命担当大臣（防災） 復興大臣